

相談事業の活動実績とご相談内容等について

平成30年度上期（平成30年4月～9月）



NDF 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

Nuclear Damage Compensation and Decommissioning Facilitation Corporation

1. 相談事業の概要

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、法定業務である「当該原子力事業者に係る原子力損害を受けたものからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。」の一環として、**福島県内外で原子力損害賠償に係る弁護士による法律相談・行政書士による情報提供**を行っています。NDFが発足した平成23年10月から実施し、平成30年9月までに延べ41,849件の相談・情報提供を実施しました。

相談事業の形態について

対面相談

福島県内

巡回相談	仮設住宅	県内の仮設住宅集会所を順次訪問し、個別相談等を実施。
	復興住宅	復興住宅に入居された方々を対象に、個別相談等を実施。
	その他	借上住宅居住者で構成されている自治会の集会所や避難指示が解除された地域の公共施設等を会場として、説明会・個別相談を実施。
常設会場相談	県内主要都市（郡山市、福島市、いわき市、会津若松市、白河市、南相馬市）の公共施設等を会場として、定期的に個別相談を実施。	
弁護士会への委託相談	福島県弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、福島県内の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

福島県外

県外相談会	避難指示区域からの避難者が多い都県において、相談者のニーズに合わせた相談会を実施（H26年2月以降は主に住居確保損害を主なテーマとした説明会を同時実施）。	
NDF本部 対面相談	NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に個別相談を実施。 ※年末年始等を除く	
弁護士会への 委託相談	全国の弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、全国各地の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

電話（相談・情報提供）

電話相談（弁護士）

NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に弁護士による電話での個別相談を実施。
※年末年始等を除く

電話情報提供（行政書士）

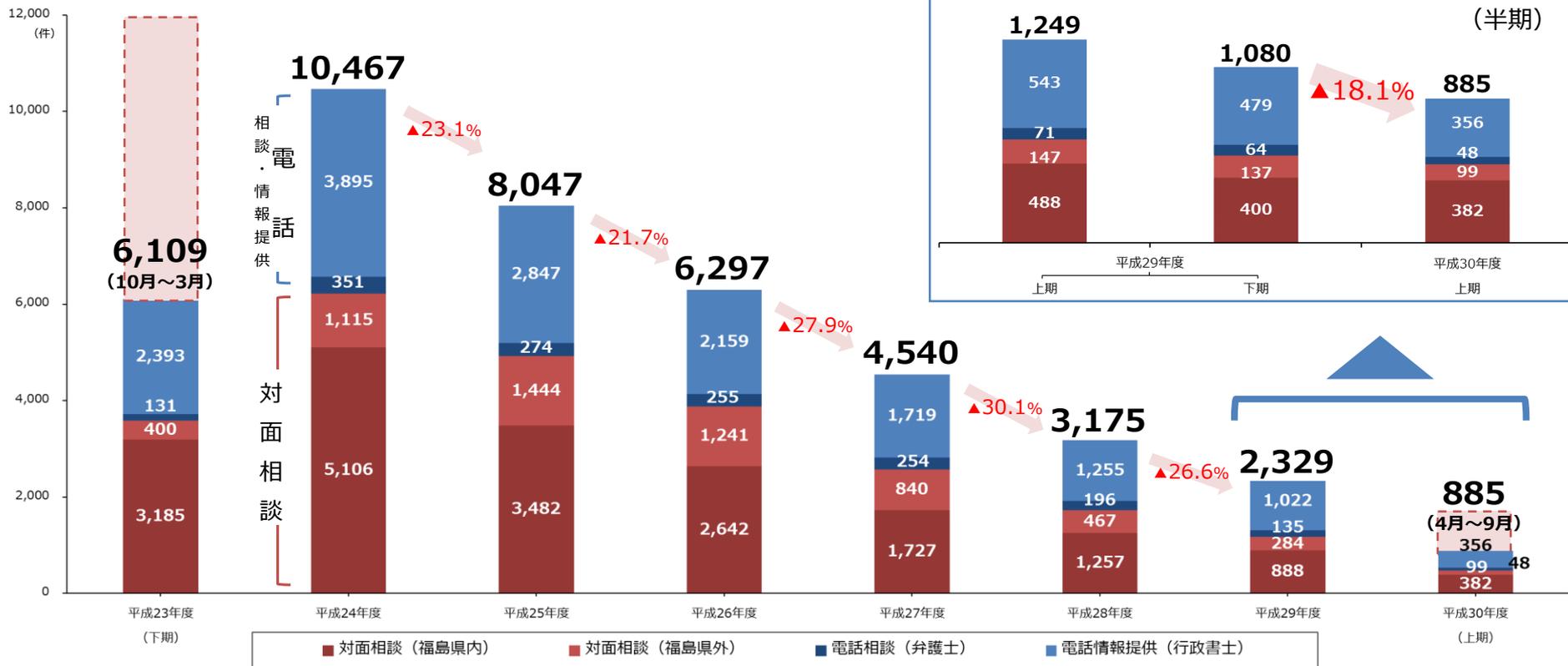
NDF本部（東京）で毎週月曜日～土曜日に行政書士による電話での情報提供を実施。
※年末年始等を除く



2-1.相談・情報提供件数の推移

- ✓ 平成30年度上期（4月～9月）は計885件の相談・情報提供を実施した（対面相談481件、電話相談・情報提供404件）。対前年度下期比▲18.1%の減少となる。
 - ✓ 対面相談は対前年度下期比▲10.4%（537件→481件）減少した。内訳は、福島県内が▲4.5%（400件→382件）、福島県外が▲27.7%（137件→99件）の減少となっている。
 - ✓ 電話相談・情報提供は対前年度下期比▲25.6%（543件→404件）減少した。内訳は、電話相談が▲25.0%（64件→48件）、電話情報提供が▲25.7%（479件→356件）の減少となっている。
- ※基本的に「電話相談は、電話情報提供を行った後に行う」運用のため、情報提供数の減少に比例して電話相談の数も減少する。

相談・情報提供件数の推移（通期）



2-2.相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

- ✓ 仮設住宅での相談件数はピーク時の2,360件（平成23年度下期）から21件まで減少した。一方、避難者の住居移動に伴って、平成27年度下期より実施の復興住宅での相談件数は増加している。
- ✓ 近年▲20%以上と減少幅の大きかった常設会場相談は、対前年度下期比▲8.3%と減少傾向が弱まる（福島市、南相馬市の常設会場での相談件数は微増。対前年度下期比：福島市30件→35件、南相馬市52件→60件）。
- ✓ 福島県外での対面相談は前年度からの傾向と変わらず（対前年度下期比▲27.7%）、全般的に減少傾向である。

相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

(件)	平成23年度 下期	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度			平成30年度 上期	平成23年度～ 累計			
							通期	上期	下期					
対面相談	3,585	6,221	4,926	3,883	2,567	1,724	1,172	635	537	481	24,559			
内 訳	福島県内	3,185	5,106	3,482	2,642	1,727	1,257	888	488	400	382	18,669		
	内 訳	巡回相談	2,394	3,588	2,007	1,330	786	534	402	207	195	184	11,225	
		内 訳	仮設住宅	2,360	3,327	1,718	1,133	657	449	131	89	42	21	9,796
			復興住宅	—	—	—	—	3	34	236	92	144	149	422
			その他	34	261	289	197	126	51	35	26	9	14	1,007
		常設会場相談	791	1,518	1,475	1,312	941	723	486	281	205	188	7,434	
	弁護士会委託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	10		
	福島県外	400	1,115	1,444	1,241	840	467	284	147	137	99	5,890		
	内 訳	県外相談会	356	390	475	598	365	233	150	85	65	49	2,616	
		NDF本部対面相談	44	52	50	37	44	37	30	13	17	13	307	
弁護士会委託		—	673	919	606	431	197	104	49	55	37	2,967		
電話（相談・情報提供）	2,524	4,246	3,121	2,414	1,973	1,451	1,157	614	543	404	17,290			
内 訳	電話相談（弁護士）	131	351	274	255	254	196	135	71	64	48	1,644		
	電話情報提供（行政書士）	2,393	3,895	2,847	2,159	1,719	1,255	1,022	543	479	356	15,646		
期間合計 対面相談+電話（相談・情報提供）	6,109	10,467	8,047	6,297	4,540	3,175	2,329	1,249	1,080	885	41,849			
説明会参加者数（人）	2,646	2,905	2,108	2,556	1,258	580	390	289	101	67	12,510			

2-3.相談・情報提供件数の推移（避難元別）

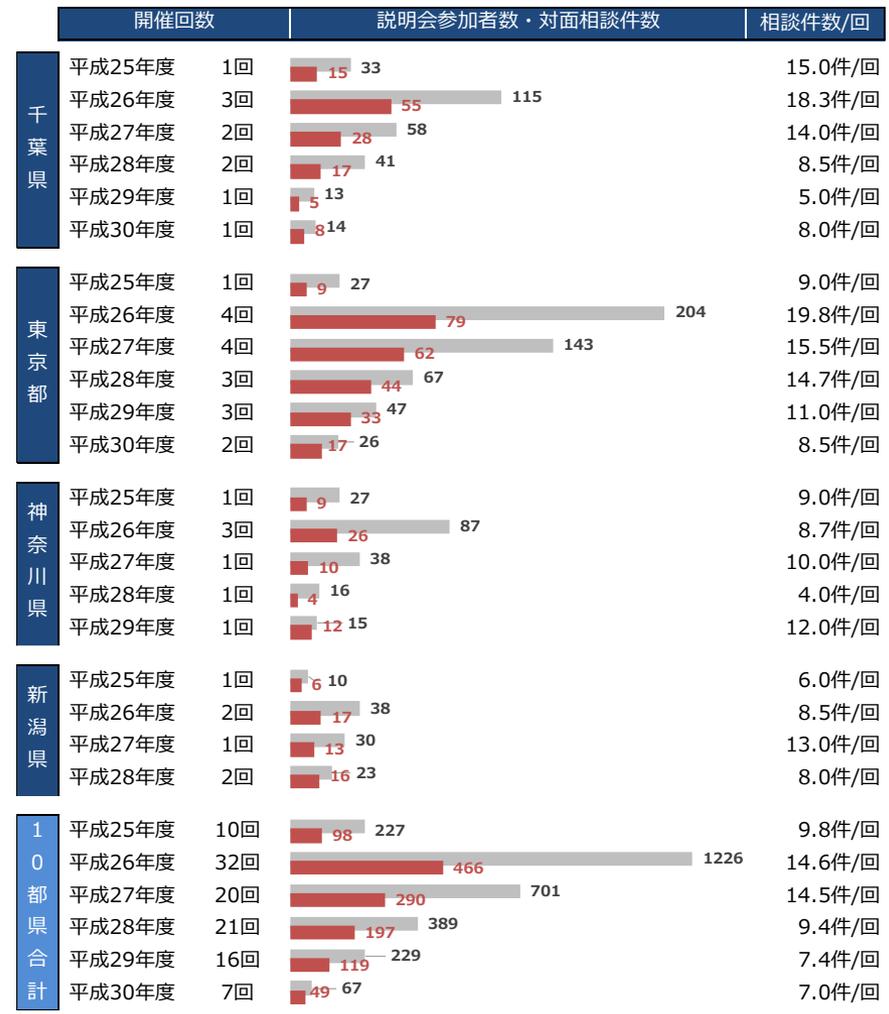
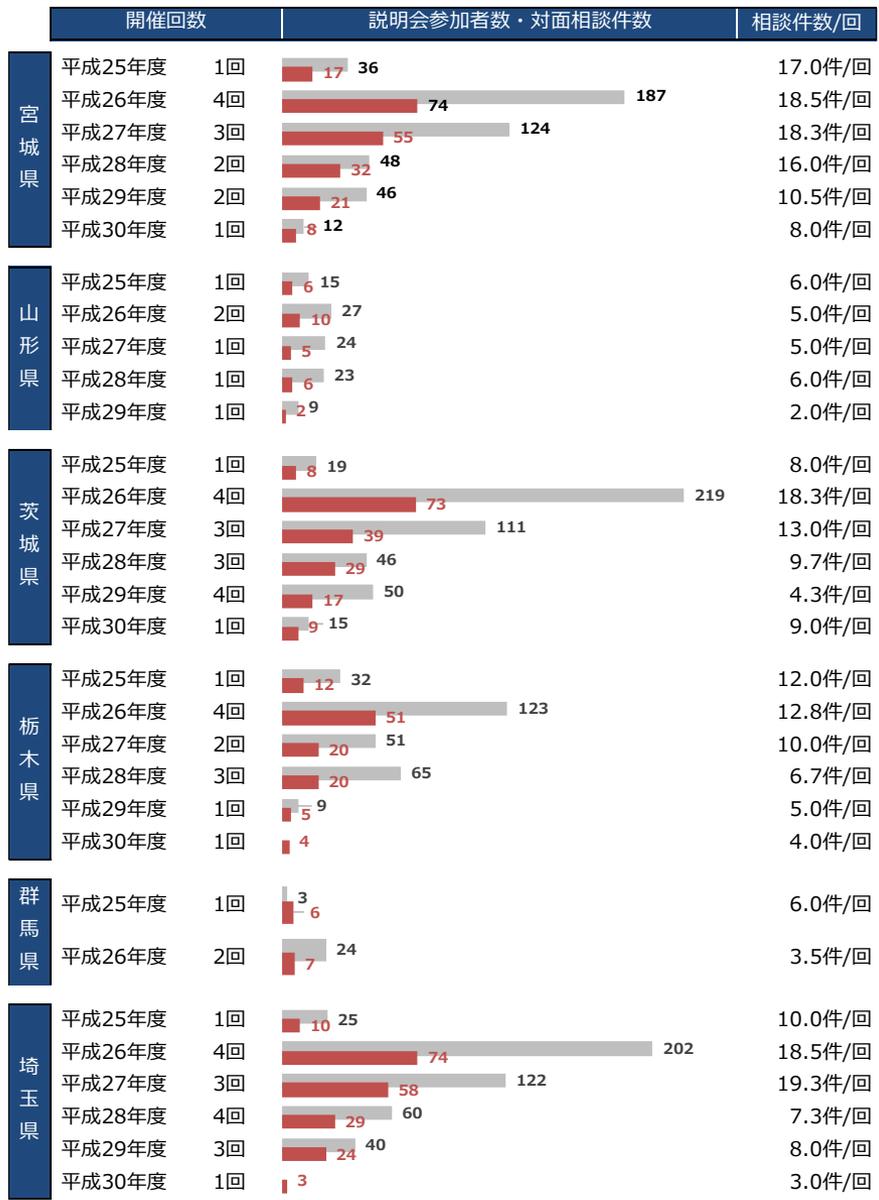
- ✓ 避難元別の相談件数は南相馬市、浪江町、富岡町、大熊町、双葉町の順に多くなっている。避難が長期にわたる方が多い地域であり、引き続き一定数の相談が見込まれる。
- ✓ 全体的に相談件数が減少傾向の中、浪江町の方からの相談は和解仲介（ADR）の状況等を背景に、平成29年度下期より10件増加しており、この傾向は下期も続くと思われる。
- ✓ 10月に平成31年度の福島県避難市町村家賃等支援事業についての方針が発表された。このため、今後は特に平成31年度に支援対象外となる地域の方々からの住居確保損害の相談が増える可能性があると思われる。
※対象外となる地域…南相馬市、川内村、川俣町、葛尾村（帰還困難区域を除く）、飯館村（帰還困難区域を除く）

相談・情報提供件数の推移（避難元別）

(件)	平成23.3.11 時点の人口	平成23年度 下期	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度			平成30年度 上期	平成23年度～ 累計
								通期	上期	下期		
田村市	41,662	137	177	104	65	34	25	15	8	7	8	564
南相馬市	71,561	902	1,810	1,164	921	723	510	380	188	192	164	6,573
川俣町	15,877	138	152	82	55	40	28	25	18	7	6	526
広野町	5,490	83	212	80	49	31	18	8	6	2	2	483
楡葉町	8,011	300	529	340	367	222	160	104	63	41	30	2,052
富岡町	15,960	448	866	710	477	377	276	254	113	141	94	3,503
川内村	3,038	124	118	114	55	46	41	18	12	6	3	518
大熊町	11,505	353	820	503	384	202	146	152	68	84	58	2,619
双葉町	7,140	60	158	315	211	159	111	96	51	45	33	1,142
浪江町	21,434	814	1,657	1,176	801	567	417	366	215	151	161	5,960
葛尾村	1,567	100	134	86	60	40	30	21	9	12	11	481
飯館村	6,509	239	434	187	131	97	74	45	19	26	18	1,225
いわき市		439	475	345	253	193	105	61	39	22	24	1,895
その他福島県		1,189	1,325	1,264	1,127	728	415	198	112	86	42	6,288
福島県外		419	700	486	344	242	119	109	62	47	39	2,458
その他（外国、不明）		358	300	139	34	58	41	31	17	14	10	971
期間合計		6,103	9,867	7,095	5,334	3,759	2,516	1,883	1,000	883	701	37,258

※平成23.3.11時点の人口は、ふくしま復興ステーション『避難指示区域の状況（避難地域12市町村の詳細）』より ※避難元は相談者本人の申告による
 ※同一案件での継続的な相談・情報提供等は1件として集計する場合があるため、2-1・2-2の相談・情報提供件数の合計値とは一致しない

3. 県外相談会の相談実績 (個別相談会 + 住居確保損害に関する説明会)



説明会参加者数 (人) 対面相談件数 (件)

※平成30年度下期は宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県で計9回開催する計画 (一部すでに実施済み)

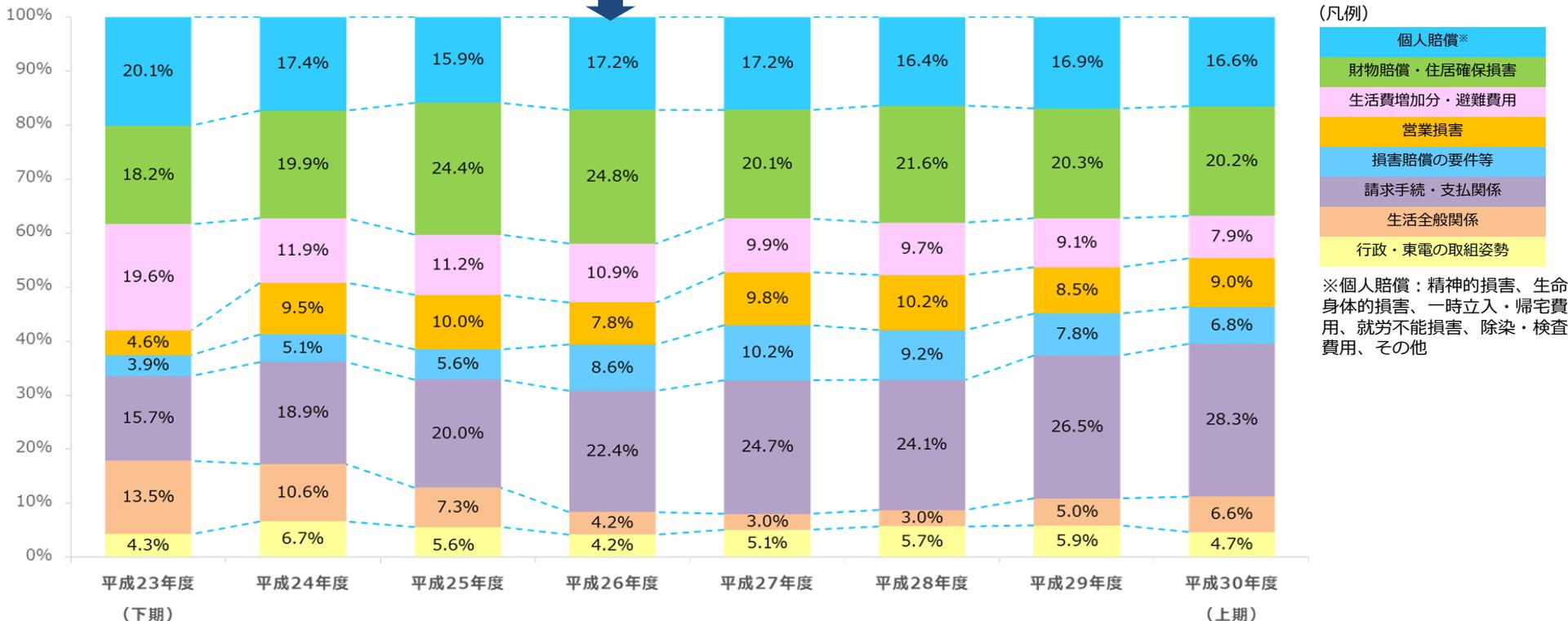
※平成28年度から避難指示区域から避難されている方々で構成されるグループ、団体等からの要望を受けて開催する相談会を実施 (平成28年度9回、平成29年度4回)

4.相談・情報提供内容の推移

- ✓ 平成23年度をピークに減少していた「生活全般関係」の割合がここ数年増加している。具体的には「各種制度や賠償の終了に伴う仮設住宅や借上げ住宅に関する要望・相談」が多く、今後の生活不安が大きいことが窺える。また、最近では「事故や賠償に起因する親族間のトラブルに関する相談」も多い。
- ✓ 「請求手続・支払関係」の割合が増えているが、具体的には「東電への直接請求で提示された内容や理由に納得がいかない」という相談が多く、それに関連して和解仲介（ADR）や訴訟の相談も多くなっている。
- ✓ 「財物賠償・住居確保損害」に関する相談のうち、「住居確保損害」に関する相談の割合は約40.3%で、固定的な相談として推移している。具体的には「制度内容について知りたい（相談者における制度適用の可否や制度利用の範囲についての相談）」が多い。

相談内容の割合の推移

住居確保損害受付開始（H26.7.23）

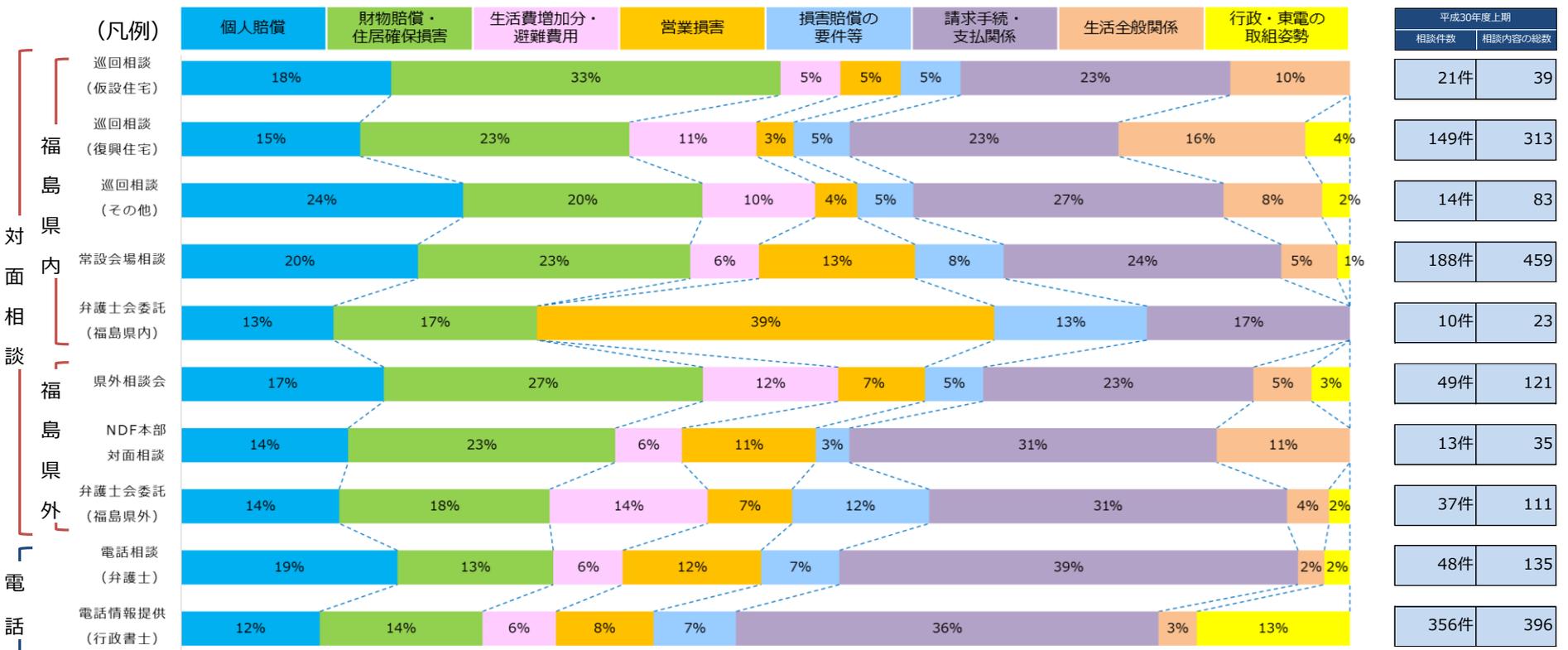


※1件の相談に複数の相談内容が含まれる場合はそれぞれを相談内容の数に計上 ※グラフは相談内容の総数に対する各相談内容の数の割合（相談内容の総数 平成23年度下期：10,064 平成24年度：19,180 平成25年度：15,878 平成26年度：13,318 平成27年度：9,931 平成28年度：5,845 平成29年度：4,362 平成30年度上期：1,715）

5.相談形態別の相談内容（平成30年度上期）

- ✓ 「巡回相談（仮設住宅）（復興住宅）」、「県外相談会」では、「財物賠償・住居確保損害」に関する相談が多く、今後の生活再建に向けて高い関心が寄せられている。
- ✓ 「巡回相談（復興住宅）」では、「生活全般関係」に関する相談も多く、具体的な相談内容としては、特に「福島県避難市町村家賃支援事業」の申請方法に関連する相談が多い。
- ✓ 相談件数は少ないものの、「弁護士会委託（福島県内）」では、「営業損害」に関する相談が非常に多く、具体的な相談内容としては、「将来分一括賠償受領後の追加請求」に関する相談が多い。
- ✓ 「電話相談（弁護士）」、「電話情報提供（行政書士）」では、「請求手続・支払関係」に関する相談が特に多い。

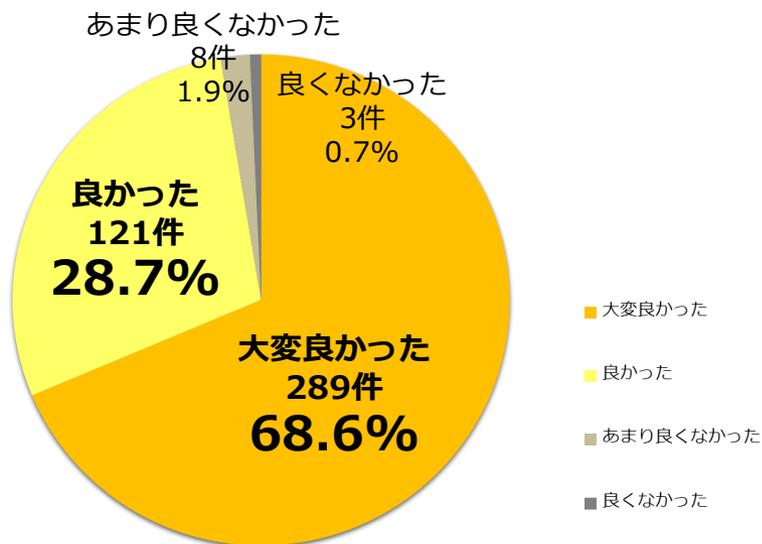
相談内容の割合（相談形態別）



※1件の相談に複数の相談内容が含まれる場合はそれぞれを相談内容の数に計上 ※グラフは各相談形態における相談内容の総数に対する各相談内容の数の割合

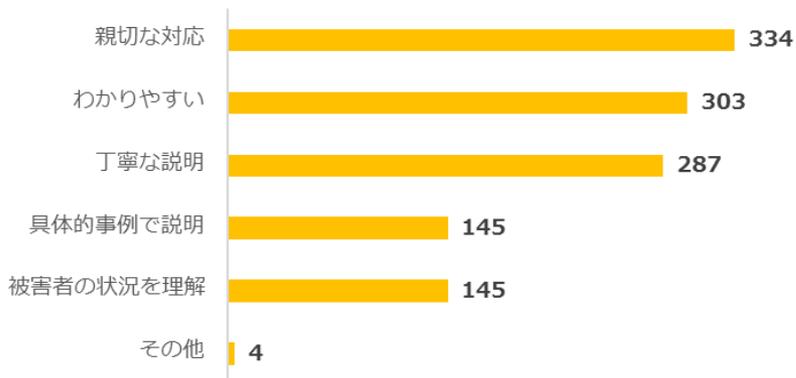
6.相談者アンケートによる相談会の評価

Q1.個別相談を行った弁護士の対応や説明はいかがでしたか？ n=421（巡回相談、常設会場、県外相談会で実施したアンケート結果の集計）



Q2.どのような点でそう感じられましたか？（複数回答可）

「大変良かった」「良かった」と思う点



「あまり良くなかった」「良くなかった」と思う点

